

令和7年度

委託仕様書

委託名 管渠清掃業務委託(1)

委託箇所 新河岸川幹線入間川伏越し(川越市大字鯨井地内)ほか

委託大要

委託期間 契約日から令和8年2月27日
委託内容 新河岸川幹線及び川越江川幹線に設置されている
管渠伏越し部の清掃及び土砂運搬作業 一式
委託概要 新河岸川幹線(シ-59~シ-60) 入間川
管延長322.42m 管径1,650mm(背割管)
川越江川幹線(カ-6~カ-7) 新河岸川
管延長164.97m 管径 898mm(2連管)

特記仕様書

委託名	管渠清掃業務委託(1)
委託箇所	新河岸川幹線入間川伏越し(川越市大字鯨井地内)ほか
委託期間	契約日から令和8年2月27日

公益財団法人 埼玉県下水道公社

1 適用範囲

この特記仕様書は、本委託に適用し、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託標準仕様書を補足する必要な事項を定める。

2 概要

本委託は、新河岸川幹線及び川越江川幹線に設置されている伏越し部の清掃及び堆積した土砂等を除去搬出し、富士見中継ポンプ場に搬入するもので、管渠施設を適正に維持管理するために行う。

3 業務範囲

本委託の範囲は、次に掲げる伏越し管内の清掃、堆積土砂等の除去及び富士見中継ポンプ場までの運搬・搬入までとする。

(1) 清掃箇所

新河岸川幹線(シ-59～シ-60)入間川伏越し
管延長 322.42m 管径 1,650mm 背割管
川越江川幹線(カ-6～カ-7)新河岸川伏越し
管延長 164.97m 管径 898mm 2連管

(2) 搬出量

新河岸川幹線(シ-59～シ-60)約 112.5 m³
川越江川幹線(カ-6～カ-7)約 31.5 m³
土砂等の搬出・運搬量は、約 144 m³とする。

(3) 運搬作業

伏越しから搬出した土砂等は、揚泥車で運搬し、新河岸川水循環センターにて計量した後、富士見中継ポンプ場に搬入する。

また、過積載にならないように十分注意をする。

(4) 搬入作業(臭気対策含む)

土砂等の搬入作業は、富士見中継ポンプ場の流入ゲート前とし、搬入口周辺に土砂等を飛散させないように注意して作業を行う。

搬入時間帯は周辺地域へチラシ等でお知らせする。
(土、日、祝日の作業は原則禁止とする。)

なお、受託者は臭気が飛散しないように単管パイプやブルーシート、受入シュート等を使用し、流入ゲート搬入口回りの養生を行い最初の搬入時期を事前に連絡する。

また、作業終了後には、搬入口周辺を清掃する。

(5) 報告書作成

異常の有無については、別紙2に従い作成する。

報告書の作成については、電子データで行う。電子データについては、委託者より提供する電子ファイル(別紙2、別紙3)に入力し提出する。

また、その他報告書類についても電子データを作成し、上記電子ファイルと併せてCD-Rに記録し3部提出する。

(6) 臭気対策

臭気対策として公益財団法人埼玉県下水道公社が用意する脱臭装置を新河岸川水循環センターから現地に運搬・設置して使用し、臭気の漏洩削減に努める。その際、

使用する発電機、脱臭装置の運搬車は受託者が用意する。

固定型脱臭装置はシ-60の地上マンホールから吸引するよう設置する。なお、送風はゲート操作部脇蓋から行い、人孔内部に外気が入るよう空気の循環を行うと共に、臭気が外部に漏れないよう設置する。移動式脱臭装置は汚泥吸引車の排気用としてシ-59～60、カ7-6～7にて使用する。脱臭装置は清掃終了後委託者へ返却する。

(7) 提出書類

受託者は、約款及び標準仕様書に基づく書類の他に次のものを提出する。

- ア 道路使用許可証の写し
- イ 有害ガス濃度測定記録
- ウ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者届
(技能講習修了証写し添付)
- エ 堆積物深さ測定記録
- オ 報告書及び写真帳については、Windows版Excelで作成したものをCD-Rに記録して3枚提出する。
- カ その他、監督員の指示のあったもの。

4 第三者等に及ぼした損害

受託者は、本委託の履行に伴い第三者等に損害を与えないための注意義務を怠ってはならない。また、受託者の責に帰すべき理由により生じた損害は、受託者がその損害を賠償する。

5 清潔の保持

受託者は、清掃・搬出・運搬時及びポンプ場への搬入時に、土砂及び臭気が周辺に飛散するのを防止するとともに、作業終了後には高圧洗浄車等で清掃する。

6 安全管理及び注意事項

- 作業上の注意事項については、次のとおりとする。
- (1) 管渠内及びマンホール(人孔)内の清掃、調査にあたっては、酸欠・有害ガス及び流入水量等に十分注意を払い、事故防止のため万全の準備をしておかなければならない。
 - (2) 作業員が管渠内で作業をする前及び作業中は、必ず管渠内に空気を送風する。
 - (3) 酸素欠乏症等防止規則等関係法令を遵守する。
 - (4) 人孔内に立ち入る場合は、安全ブロックや墜落制止用器具を必ず着用し、転落に十分注意して作業をする。
 - (5) 人孔開口中等の作業中は、第三者に危害が及ばないように、必ず囲い等の安全対策をする。
 - (6) 不等沈下している箇所もあるので、流されないよう十分注意し、流され防止対策を行った後、調査等実施する。
 - (7) 道路上で作業するときは、道路使用許可を受け許可基準に従い、十分注意し安全に作業を行う。
 - (8) 安全装置・安全施設等は、十分に用意しておく。
 - ア 有毒ガス濃度計(可燃性ガス濃度も測定できるもの)

イ 空気ポンプまたは、エアラインマスク
ウ 安全ブロック・墜落制止用器具・ロープ
エ 標示板・バリケード・すずらん灯・回転灯
オ 送排風機・作業用発電機(10kW以上の内燃力を
原動力とする発電機を使用する場合は経済産業省・
産業保安監督部長に届出る。)
カ その他、必要なもの

- (9) 現場作業については水量の少ない時期に実施し、工期の短縮に努める。
- (10) 清掃、調査区間周辺の住民に作業内容を明記したチラシの配布及び看板を立て、協力を要請する。
- (11) 作業を行うにあたり臭気の拡散防止にあらゆる努力をし、臭気対策について関係各社協力し対応する。また、臭気測定業者が入る場合については協力する。
- (12) 発電機の使用に当っては、低騒音型又は超低騒音型を使用し周辺住民に配慮する。また、排ガスが管渠内に入らないよう対策を講じる。
- (13) 埼玉県荒川右岸流域内(富士見市から下流とする)の管渠清掃対象市町及びその上流市町(荒川右岸流域管内図参照)に大雨・洪水に係わる注意報又は警報が発令されている場合は作業を行わない。また、作業中に発令された場合にも速やかに作業を中止する。
- (14) 清掃作業日の前日17:00までに翌日作業及び土砂搬入の有無を富士見中継ポンプ場に連絡する。また、清掃作業当日朝又は作業途中で雨天により作業を中止する場合も富士見中継ポンプ場に連絡する。
- (15) ホース、タイヤで舗装以外の地面を荒した場合は、ホーキ等で整地する。
- (16) 作業車等の停車位置や柵の養生等について周辺住民から要望がある場合は、適切に対応する。
- (17) 作業中は歩行者や自転車の通行を注視し、事故の無いように実施する。
- (18) 酸素欠乏危険作業場所及び類似の危険作業においては、法令で定められた作業主任者講習や特別教育終了者以外の者が業務に就かないこと。また、作業主任者を選任する。
- (19) 現場作業においては、各現場単位で緊急連絡がとれる体制で実施する。
- (20) 万一事故等が発生した場合、直ちに関係各公署等に連絡対応できるよう緊急連絡体制を整備しておく。
- (21) 作業中に異常があった場合は、直ちに作業を中断し監督員に連絡する。
- (22) 有毒ガスの飛散その他事故が発生した場合は、直ちに監督員に連絡するとともに必要な応急処置を行う。
- (23) 管渠内部等に異常があった場合は、速やかに監督員に報告する。

(24) 清掃時における写真撮影について

ア 撮影方法

上流及び下流の人孔内から作業前及び作業後の状況を比較できるように同一方向で撮影する。(堆積状況がわかる写真(上下流より撮影)とする。)

なお、土砂清掃の作業前は寸法を示す器具により土砂深が判読できるように撮影する。ただし、人孔内からの撮影が困難な場合には、他の適切な方法で撮影を行う。

人力又は機械の別による作業状況を、背景を入れて撮影する。(例:強力吸引車なのか超強力吸引車なのか判別できるように撮影する)

イ 撮影頻度

伏越し清掃:全箇所撮影する。(上流及び下流共)

土砂清掃:人孔毎に全箇所撮影する。(上流及び下流共)

- | | | |
|----|--|---|
| 7 | 作業関連
疾病の予
防対策 | 日本下水道管路管理業協会により策定された、「下水道管路管理に関する安全衛生マニュアル」に基づき対策を実施する。
なお本委託においては、車両の荷台に簡易トイレを設置し、現場作業中はこれを使用するものとする。 |
| 8 | 交通整理員
の配置 | 受託者は、本委託の実施にあたり、対象箇所が別紙1の指定路線に該当する場合、1級又は2級検定合格証明書の交付を受けた警備員を配置する。
なお、指定路線以外でも警察協議等で指示があった場合は、指示に従う。 |
| 9 | 関係法規
の遵守 | 本委託の実施にあたっては、次の関係法規を遵守して行う。
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(2) 労働安全衛生法
(3) 道路交通法
(4) その他、関係法規 |
| 10 | 環境配慮
への取組み | 環境負荷の低減や汚染・事故の防止、環境管理体制の確立を図ると共に、地域・住民への信頼性の向上を図ることを目的とし、公益財団法人埼玉県下水道公社が行う環境に配慮した活動に積極的に参加する。 |
| 11 | 下水道施
設台帳シス
テム登録情
報の整備に
ついて | 本委託で点検等をした管路施設の保全履歴について、公社が指定する様式に保全名称等の情報を整理し、電子データ(Excel形式)を提出する。また、報告書の考察(劣化状況等)をPDF形式にて提出する。 |
| 12 | その他 | この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて受託者、委託者が協議して定める。 |

指定路線一覧表

No.	号線	路線名	No.	号線	路線名
1	-	一般国道4号	37	52号	県道越谷流山線
2	-	一般国道16号	38	54号	県道松戸草加線
3	-	一般国道17号	39	56号	県道さいたまふじみ野所沢線
4	-	一般国道122号	40	62号	県道深谷寄居線
5	-	一般国道125号	41	65号	県道さいたま幸手線
6	-	一般国道140号	42	66号	県道行田東松山線
7	-	一般国道254号	43	67号	県道葛飾吉川松伏線
8	-	一般国道298号	44	68号	県道練馬川口線
9	-	一般国道299号	45	78号	県道春日部菖蒲線
10	-	一般国道354号	46	80号	県道野田岩槻線
11	-	一般国道407号	47	102号	県道平方東京線
12	-	一般国道462号	48	109号	県道新座和光線
13	-	一般国道463号	49	111号	県道蕨桜町線
14	1号	県道さいたま川口線	50	113号	県道川越新座線
15	2号	県道さいたま春日部線	51	114号	県道川越越生線
16	3号	県道さいたま栗橋線	52	115号	県道越谷八潮線
17	5号	県道さいたま菖蒲線	53	116号	県道八潮三郷線
18	6号	県道川越所沢線	54	126号	県道所沢堀兼狭山線
19	10号	県道春日部松伏線	55	146号	県道六万部久喜停車場線
20	11号	県道熊谷小川秩父線	56	153号	県道幸手久喜線
21	12号	県道川越栗橋線	57	164号	県道鴻巣桶川さいたま線
22	15号	県道川越日高線	58	173号	県道ときがわ熊谷線
23	27号	県道東松山鴻巣線	59	179号	県道所沢青梅線
24	29号	県道草加流山線	60	195号	県道富岡入間線
25	30号	県道飯能寄居線	61	213号	県道曲本さいたま線
26	34号	県道さいたま草加線	62	214号	県道新方須賀さいたま線
27	35号	県道川口上尾線	63	239号	県道足立川口線
28	36号	県道保谷志木線	64	257号	県道青山熊谷線
29	38号	県道加須鴻巣線	65	261号	県道笠幡狭山線
30	39号	県道川越坂戸毛呂山線	66	266号	県道ふじみ野朝霞線
31	40号	県道さいたま東村山線	67	311号	県道蓮田鴻巣線
32	46号	県道加須北川辺線	68	323号	県道上尾環状線
33	47号	県道深谷東松山線	69	324号	県道蒲生岩槻線
34	49号	県道足立越谷線	70	326号	県道川藤野田線
35	50号	県道所沢狭山線	71	334号	県道三芳富士見線
36	51号	県道川越上尾線	72	376号	県道上笹塚谷口線

図面一覧表

図番	図面名
1	荒川右岸流域下水道管内図
2	シン-59～シン-60 構造図及び平面図
3	カ7-6～カ7-7 構造図及び平面図

